

C型肝炎訴訟の和解について

本日、福岡地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせします。

平成20年1月以降、同地裁に係属している原告（患者数7人）についての和解。製剤の内訳は以下のとおり。

フィブリノゲン製剤	4人
第Ⅸ因子製剤（クリスマシン）	2人
第Ⅸ因子製剤（PPSB）	1人

上記の症状は、肝がん1人、慢性肝炎3人、無症候性キャリア3人である。

(参考)

○和解等成立人数^{※1} 577人

○新規提訴等人数^{※2} 1118人（11月21日現在）

※1「和解等成立人数」は、今回の和解成立者は含まず、これまでに和解が成立した人数（患者数）である。また、調停が成立した2人を含む。

※2「新規提訴等人数」は、救済法施行後に提訴等し、訴状等が国に送達された人数（患者数）である。このうち、369人は既に和解等が成立している。